

男女共同参画推進委員会の役割について

1 設置根拠

守谷市男女共同参画推進条例（平成 21 年 3 月 23 日条例第 1 号）

（設置）

第 15 条 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、守谷市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 16 条 推進委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定に関する事項を審議し、その結果を市長に答申する。

2 推進委員会は、男女共同参画の推進方策に係る事項について適宜報告を受けるとともに、必要に応じ市長に対し提言又は助言を行うことができる。

（組織）

第 17 条 推進委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員の選任にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の 10 分の 4 未満とならないようにしなければならない。

3 委員のうち、2 人は公募選出によるものとする。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）関係機関及び団体の構成員
- （3）公募委員
- （4）その他市長が必要と認める者

（任期）

第 18 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進委員会とは

【審議事項】

- ・「守谷市男女共同参画推進計画」の策定に関する事項について

【評価・提言・助言事項】

- ・男女共同参画の推進方策に係る事項

《市と委員会のフロー図》

